

# 業務改善助成金のご案内

(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)

## - 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業 -

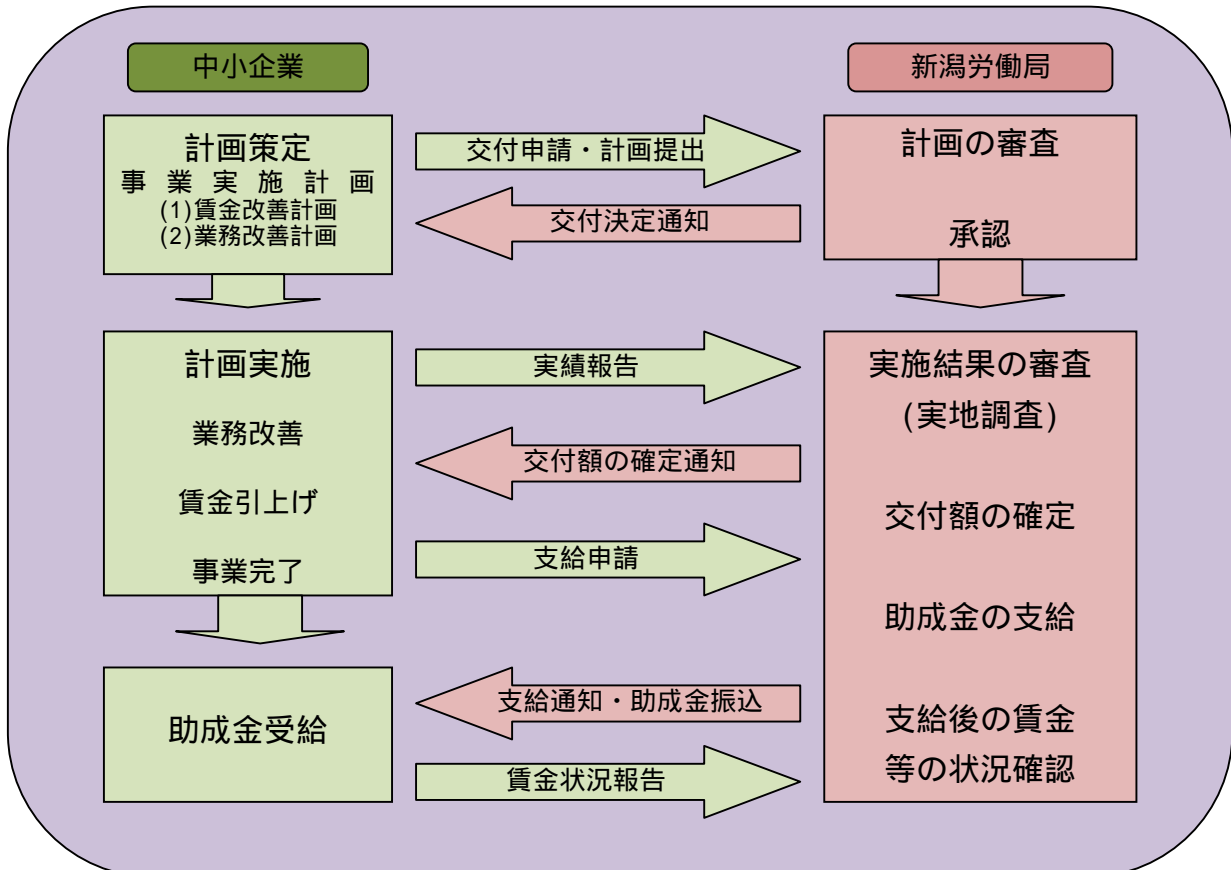
事業場内の最も低い時間給を、計画的に800円以上に引上げる中小企業に対して、就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修の実施に係る経費の1/2を助成します。

### 【支給の要件】

- 賃金引上げ計画（事業実施計画）の策定
  - 事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引上げる
  - 1年当たりの賃金引上げ額は40円以上（就業規則等に事業場内最低賃金額を規定）
  - 引上げ後の賃金支払実績（確認期間として3か月の支払い実績が必要）
- 業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取
- 賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと
- 業務改善の経費として合計10万円以上の支払いを行う

- 支給額： の経費の1/2（上限100万円）
- 支給回数： 賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給
- 申請先： 新潟労働局 労働基準部 賃金室

### 助成金申請から支給までの手続きの流れ



## 【業務改善助成金の対象となる経費の事例】

業務改善効果のある物品の購入、リース費、専門家への委託費等が主となります。その一例として次のものが考えられます。

### 1 就業規則の作成や改正

事業場内で最も低い賃金の引上げ等に伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士の手数料

### 2 賃金制度の整備

事業場内で最も低い賃金の引上げに伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費

### 3 労働能率の増進に資する設備・機器の導入

(1)在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入費用

(2)作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗等の改装、機器等の購入費用

### 4 労働能率の増進に資する研修

新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用

- 業務改善助成金のお問い合わせ、ご相談は -

新潟県最低賃金総合相談支援センター 025 - 250 - 7759

〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通 2 - 3 - 26 プレイス新潟 1F

新潟県社会保険労務士会内

三条最低賃金相談支援コーナー 0256 - 32 - 1311

〒955-8603 新潟県三条市須頃 1 - 20

三条商工会議所内

魚沼最低賃金相談支援コーナー 025 - 792 - 2124

〒946-0011 新潟県魚沼市小出島 1209 - 11

小出商工会内

新潟労働局労働基準部賃金室 025 - 234 - 5924

〒951-8588 新潟県新潟市中央区川岸町 1 - 56

ホームページ ; <http://www.niigata-roudoukyoku.go.jp/>